

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年10月7日（令和7年（行情）諮問第1137号ないし同第1143号）

答申日：令和8年9月30日（令和8年度（行情）答申第618号ないし同第624号）

事件名：「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書の一部開示決定に関する件

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等につづられた文書のうち特定の開示決定等で残りの部分とされた文書等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる各文書（以下、順に「本件請求文書1」ないし「本件請求文書7」といい、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求に対し、別紙の2に掲げる各文書（以下、順に「文書1」ないし「文書286」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定については、本件対象文書の一部を不開示としたことは妥当であるが、別紙の3に掲げる文書を特定し、更に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく各開示請求に対し、令和5年3月17日付け防官文第5610号及び同第5611号、同年5月26日付け同第11471号、同年8月3日付け同第16817号、同年10月12日付け同第21291号、同年12月21日付け同第25878号、令和6年3月1日付け同第4250号並びに令和7年7月9日付け同第16248号ないし同第16254号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分14」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書1（原処分1及び原処分2について）

ア ないし キ （略）

（2）審査請求書2（原処分3について）

ア ないし キ （略）

（3）審査請求書3（原処分4について）

ア ないし キ （略）

（4）審査請求書4（原処分5について）

ア ないし キ （略）

（5）審査請求書5（原処分6について）

ア ないし カ （略）

（6）審査請求書6（原処分7について）

ア ないし キ （略）

（7）審査請求書7（原処分8ないし原処分14について）

ア ないし エ （略）

オ 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

カ 及び キ （略）

ク 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

ケ （略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

（1）原処分1及び原処分8について（諮問第1137号）

本件開示請求は、本件請求文書1の開示を求めるものであり、これに

該当する行政文書として、文書 1 ないし文書 1 9 7 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 3 月 1 7 日付け防官文第 5 6 1 0 号により、文書 5 5（表紙のみ。）について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 1）を行った後、令和 7 年 7 月 9 日付け同第 1 6 2 4 8 号により、文書 1 ないし文書 5 4、文書 5 5（表紙を除く。）及び文書 5 6 ないし文書 1 9 7 について、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 8）を行った。

本件審査請求は、原処分 1 及び原処分 8 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 1 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 2 年 5 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（2）原処分 2 及び原処分 9 について（諮問第 1 1 3 8 号）

本件開示請求は、本件請求文書 2 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 1 ないし文書 4 6 及び文書 5 4 ないし文書 1 9 7 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和 5 年 3 月 1 7 日付け防官文第 5 6 1 1 号により、文書 5 5（表紙のみ。）について、法 9 条 1 項の規定に基づく開示決定処分（原処分 2）を行った後、令和 7 年 7 月 9 日付け同第 1 6 2 4 9 号により、文書 1 ないし文書 4 6、文書 5 4、文書 5 5（表紙を除く。）及び文書 5 6 ないし文書 1 9 7 について、法 5 条 3 号及び 6 号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分 9）を行った。

本件審査請求は、原処分 2 及び原処分 9 に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分 2 に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約 2 年 5 か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（3）原処分 3 及び原処分 1 0 について（諮問第 1 1 3 9 号）

本件開示請求は、本件請求文書 3 の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書 1 ないし文書 4 6、文書 5 4、文書 5 5（表紙を除く。）及び文書 5 6 ないし文書 1 9 7 を特定した。

本件開示請求については、法 1 1 条に規定する開示決定等の期限の特

例を適用し、まず、令和5年5月26日付け防官文第11471号により、文書56（表紙のみ。）について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分3）を行った後、令和7年7月9日付け同第16250号により、文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）及び文書57ないし文書197について、法5条3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分10）を行った。

本件審査請求は、原処分3及び原処分10に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分3に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年2か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（4）原処分4及び原処分11について（諮問第1140号）

本件開示請求は、本件請求文書4の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）及び文書57ないし文書272を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和5年8月3日付け防官文第16817号により、文書198について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分4）を行った後、令和7年7月9日付け同第16251号により、文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）、文書57ないし文書197及び文書199ないし文書272について、法5条1号、3号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分11）を行った。

本件審査請求は、原処分4及び原処分11に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分4に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約2年1か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（5）原処分5及び原処分12について（諮問第1141号）

本件開示請求は、本件請求文書5の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）、文書57ないし文書1

９７及び文書１９９ないし文書２７７を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１０月１２日付け防官文第２１２９１号により、文書２７３について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分５）を行った後、令和７年７月９日付け同第１６２５２号により、文書１ないし文書４６、文書５４、文書５５（表紙を除く。）、文書５６（表紙を除く。）、文書５７ないし文書１９７、文書１９９ないし文書２７２及び文書２７４ないし文書２７７について、法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１２）を行った。

本件審査請求は、原処分５及び原処分１２に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分５に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年１０か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

（６）原処分６及び原処分１３について（諮問第１１４２号）

本件開示請求は、本件請求文書６の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書１ないし文書４６、文書５４、文書５５（表紙を除く。）、文書５６（表紙を除く。）、文書５７ないし文書１９７、文書１９９ないし文書２７２及び文書２７４ないし文書２８４を特定した。

本件開示請求については、法１１条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和５年１２月２１日付け防官文第２５８７８号により、文書２７８について、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分６）を行った後、令和７年７月９日付け同第１６２５３号により、文書１ないし文書４６、文書５４、文書５５（表紙を除く。）、文書５６（表紙を除く。）、文書５７ないし文書１９７、文書１９９ないし文書２７２、文書２７４ないし文書２７７及び文書２７９ないし文書２８４について、法５条１号、３号、５号及び６号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分１３）を行った。

本件審査請求は、原処分６及び原処分１３に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分６に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約１年８か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行

うまでに長期間を要したものである。

(7) 原処分7及び原処分14について（諮問第1143号）

本件開示請求は、本件請求文書7の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）、文書57ないし文書197、文書199ないし文書272、文書274ないし文書277及び文書279ないし文書286を特定した。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、令和6年3月1日付け防官文第4250号により、文書285について、法9条1項の規定に基づく開示決定処分（原処分7）を行った後、令和7年7月9日付け同第16254号により、文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）、文書57ないし文書197、文書199ないし文書272、文書274ないし文書277、文書279ないし文書284及び文書286について、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分14）を行った。

本件審査請求は、原処分7及び原処分14に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、それらの審査請求を併合し諮問する。

なお、原処分7に対する審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約1年6か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(3) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏

まえると、法 19 条 1 項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

- (4) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第 4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- | | |
|-------------------|---|
| ① 令和 7 年 10 月 7 日 | 諮問の受理（令和 7 年（行情）諮問第 1137 号ないし同第 1143 号） |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を収受（同上） |
| ③ 同月 23 日 | 審議（同上） |
| ④ 令和 8 年 9 月 3 日 | 本件対象文書の見分及び審議（同上） |
| ⑤ 同月 28 日 | 令和 7 年（行情）諮問第 1137 号ないし同第 1143 号の併合及び審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法 5 条 1 号、3 号、5 号及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

なお、本件において、諮問庁は、原処分 1 ないし原処分 7 に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件各開示請求については、いずれも「「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書」の開示を求めている点で共通しており、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の 4 のとおり本件対象文書を特定した。

イ 審査会への諮問後、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書がないか、関係部署を改めて探索したところ、本件対象文書の外に別紙の 3 に掲げる文書等を保有していることを確認したため、追加して特定し、開示決定等を行うこととする。

- (2) 当審査会において、諮問庁から別紙の 3 に掲げる文書の提示を受け、

確認したところ、当該文書は本件請求文書に該当する文書であると認められる。

したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書として、少なくとも別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 別表の番号1に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、公にしないことを前提とした他国間協力に関する情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、他国との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(2) 別表の番号2に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、政党の会議の案件、出席者及び資料の準備対応要領が記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分に記載された情報は、政党とのやり取りや当該政党から公開を前提とせず入手した内容を基に防衛省において整理し、記載したものであり、これを一方的に公にすると、当該政党との信頼関係が損なわれ、必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした旨説明する。

これを検討するに、当該部分は、これを公にすることにより、当該政党との信頼関係が損なわれ、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある旨の上記の諮問庁の説明は否定することはできず、これを覆すに足る事情も認められない。

したがって、当該部分は、法5条3号に必ずしも該当しないが、同条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(3) 別表の番号3に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、防衛省又は関係省庁職員の内線番号、FAX番号及びメールアドレス並びに警察庁職員の氏名が記載されていると認められる。

ア 内線番号、FAX番号及びメールアドレスについて

内線番号等については、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との

連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

イ 警察庁職員の氏名について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、不開示とされた警察庁職員の氏名については、警部及び同相当職以下の職にある同庁職員に係るものであり、同庁においては、警部及び同相当職以下の職にある同庁職員の氏名を公表しておらず、当該職員の氏名が公になると、これを手掛かりとして、反社会勢力等が何らかの有益な情報を得ようとする、又は都合の悪い施策や法案の企画・立案を妨害する目的で職員に接近又は職員を懐柔しようとするなどが考えられるほか、当該職員やその家族への攻撃等も予想されるなど、警察業務に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした旨説明する。

警察業務の特殊性に鑑みれば、公表慣行がない警部及び同相当職以下の職にある警察庁の職員の氏名を公にすることにより、警察活動に対する妨害、当該職員本人及び家族に対する攻撃等が予想されるなどの諮問庁の上記説明は、不自然、不合理とはいえず、これを否定することはできない。

したがって、当該部分は、これを公にすることにより、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表の番号4に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、外務省における担当者の携帯番号が記載されていると認められる。

当該部分は、法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、同号ただし書きないしハに該当する事情も認められず、さらに、個人識別部分に該当すると認められ、法6条2項による部分開示の余地はないことから、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(5) 別表の番号5に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、国会において質問する議員の意向が具体的に記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該部分は、質問議員と係官との公開を前提としないやり取りの内容であり、これを一方的に公にすると、質問議員との信頼関係が損なわれ、国会質問対応等に必要な情報の取得が困難になるなど、今後の国会関連業務全般の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示とした旨説明す

る。

そうすると、当該部分は、これを公にすることにより、当該国会議員との関係が損なわれ、今後の国会質問への対応等の行政事務に必要な情報の入手が困難となるなど、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることは否定できない。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

(6) 別表の番号6に掲げる不開示部分について

標記の不開示部分には、他国間協力について、国の機関の内部における審議・検討に係る情報が記載されていると認められる。

当該部分は、これを公にすることにより、将来の同種の他国間協定における率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められるので、法5条5号に該当し、不開示としたことは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件各一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当するとして不開示とした各決定については、不開示とされた部分は、同条1号、3号、5号及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であるが、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の3に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別紙

1 本件請求文書

(1) 本件請求文書 1

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。

(2) 本件請求文書 2

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全て（但し省庁ホームページに掲載されたものは除く）。

(3) 本件請求文書 3

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 5 6 1 0 号（2023. 1. 17－本本 B 2 3 9 5）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 1. 17－本本 B 2 3 9 5）の後に綴られた文書の全て（ただし政府ホームページに掲載されたものは除く）。

(4) 本件請求文書 4

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 1 1 4 7 1 号（2023. 3. 28－本本 B 3 3 3 4）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 3. 28－本本 B 3 3 3 4）の後に綴られた文書の全て（ただし政府ホームページに掲載されたものは除く）。

(5) 本件請求文書 5

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 1 6 8 1 7 号（2023. 6. 6－本本 B 4 2 9）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 6. 6－本本 B 4 2 9）の後に綴られた文書の全て（ただし政府ホームページに掲載されたものは除く）。

(6) 本件請求文書 6

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 2 1 2 9 1 号（2023. 8. 15－本本 B 1 1 5 5）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 8. 15－本本 B 1 1 5 5）の後に綴られた文書の全て（ただし政府ホームページに掲載されたものは除く）。

(7) 本件請求文書 7

「日英部隊間協力円滑化協定」に関して行政文書ファイル等に綴られた文書の全てのうち防官文第 2 5 8 7 8 号（2023. 10. 24－本本 B 1 5 2 8）で残りの部分とされた全て、及び当該請求（2023. 10. 24－本本 B 1 5 2 8）の後に綴られた文書の全て（ただし政府ホームペ

ージに掲載されたものは除く）。

2 本件対象文書

- 文書1 公電「日英安保・防衛協力」（令和3年4月2日）（電報第28568号）
- 文書2 公電「日英安保・防衛協力」（令和3年10月6日）（電報第93535号）
- 文書3 公電「日英安保・防衛協力」（令和3年11月17日）（電報第7384号）
- 文書4 公電「日英安保・防衛協力」（令和3年12月15日）（電報第117273号）
- 文書5 公電「日英安保・防衛協力」（令和3年12月20日）（電報第118536号）
- 文書6 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年1月11日）（電報第99号）
- 文書7 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年1月19日）（電報第3562号）
- 文書8 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年1月24日）（電報第4548号）
- 文書9 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年1月24日）（電報第351号）
- 文書10 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年1月28日）（電報第445号）
- 文書11 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年2月9日）（電報第724号）
- 文書12 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年2月9日）（電報第722号）
- 文書13 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年2月10日）（電報第10640号）
- 文書14 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年3月3日）（電報第16916号）
- 文書15 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年3月10日）（電報第1530号）
- 文書16 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年3月14日）（電報第1604号）
- 文書17 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年3月24日）（電報第23914号）
- 文書18 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年3月29日）（電報第

- 2066号)
- 文書19 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年3月31日)(電報第26891号)
- 文書20 日英円滑化協定(仮称)の実施に向けた作業チームの設置について(通達)(防衛国(事)第253号。令和3年10月15日)
- 文書21 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年4月4日)(電報第232号)
- 文書22 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年4月22日)(電報第34190号)
- 文書23 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年4月22日)(電報第34162号)
- 文書24 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年4月23日)(電報第2664号)
- 文書25 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年4月23日)(電報第2665号)
- 文書26 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年4月25日)(電報第2666号)
- 文書27 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年4月27日)(電報第2788号)
- 文書28 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年4月28日)(電報第2802号)
- 文書29 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年5月2日)(電報第36375号)
- 文書30 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年5月9日)(電報第37459号)
- 文書31 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年6月2日)(電報第45603号)
- 文書32 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年6月14日)(電報第48928号)
- 文書33 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年7月5日)(電報第4304号)
- 文書34 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年7月6日)(電報第56061号)
- 文書35 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年7月15日)(電報第58849号)
- 文書36 公電「日英安保・防衛協力」(令和4年7月25日)(電報第61018号)

- 文書 37 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年8月30日）（電報第5192号）
- 文書 38 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年9月30日）（電報第5748号）
- 文書 39 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年10月7日）（電報第82577号）
- 文書 40 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年10月7日）（電報第82526号）
- 文書 41 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年10月13日）（電報第84044号）
- 文書 42 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年10月13日）（電報第6028号）
- 文書 43 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年10月19日）（電報第6140号）
- 文書 44 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年10月21日）（電報第86810号）
- 文書 45 公電「日英安保・防衛協力」（令和4年10月26日）（電報第6309号）
- 文書 46 公電「日英安保・防衛協力」（令和5年1月6日）（電報第53号）
- 文書 47 AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND CONCERNING THE FACILITATION OF RECIPROCAL ACCESS AND COOPERATION BETWEEN THE SELF-DEFENSE FORCES OF JAPAN AND THE ARMED FORCES OF THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND
- 文書 48 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定
- 文書 49 AGREED MINUTES TO THE AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE UNITED KINGDOM OF GREAT BRITAIN AND NORTHERN IRELAND CONCE

R N I N G T H E F A C I L I T A T I O N O F R E
C I P R O C A L A C C E S S A N D C O O P E R A T
I O N B E T W E E N T H E S E L F - D E F E N S E
F O R C E S O F J A P A N A N D T H E A R M E
D F O R C E S O F T H E U N I T E D K I N G D
O M O F G R E A T B R I T A I N A N D N O R T
H E R N I R E L A N D

文書50 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定についての合意された議事録

文書51 R e c o r d o f D i s c u s s i o n o n A r t i
c l e X X I

文書52 (仮訳) 第二十一条の討議の記録

文書53 日・英部隊間協力円滑化協定

文書54 日英円滑化協定について(令和4年8月 国際政策課)

文書55 日英円滑化協定について(令和4年11月 国際政策課)

文書56 日英円滑化協定について(令和5年1月 国際政策課)

文書57 日英円滑化協定(仮称)の実施に向けた作業チーム設置要綱第2に基づき防衛政策局国際政策課長が指名する職員について(通知)(防衛国第17565号。令和3年10月20日)

文書58 日英円滑化協定(仮称)の実施に向けた作業チーム設置要綱第2に基づき防衛政策局国際政策課長が指名する職員について(通知)(防衛国第11083号。令和4年6月8日)

文書59 日英円滑化協定(仮称)の実施に向けた作業チーム設置要綱第2に基づき防衛政策局国際政策課長が指名する職員について(通知)(防衛国第16019号。令和4年8月23日)

文書60 日英円滑化協定の大枠合意(令和4年5月 外務省欧州局)

文書61 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案の概要①

文書62 【条文イメージ】日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律①

文書63 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関

- する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 説明資料①
- 文書 6 4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 逐条説明資料①
- 文書 6 5 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 用例集①
- 文書 6 6 文書①
- 文書 6 7 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 対比表 目次①
- 文書 6 8 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案の概要②
- 文書 6 9 【条文イメージ】日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律②
- 文書 7 0 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 説明資料②
- 文書 7 1 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 逐条説明資料②
- 文書 7 2 第 6 条関係 説明資料①
- 文書 7 3 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 用例集②
- 文書 7 4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関

- する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 対比表 目次②
- 文書 7 5 【補足】日英円滑化協定の署名等に関する今後のスケジュールについて①
- 文書 7 6 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案の概要③
- 文書 7 7 【条文イメージ】日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律③
- 文書 7 8 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 説明資料③
- 文書 7 9 文書②
- 文書 8 0 日英円滑化協定実施法と日豪円滑化協定実施法との対比表①
- 文書 8 1 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 逐条説明資料③
- 文書 8 2 第 6 条関係 説明資料②
- 文書 8 3 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 用例集③
- 文書 8 4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 対比表 目次③
- 文書 8 5 【補足】日英円滑化協定の署名等に関する今後のスケジュールについて②
- 文書 8 6 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（仮称）
- 文書 8 7 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王

国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案の概要④

文書 8 8 【条文イメージ】日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律④

文書 8 9 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 説明資料④

文書 9 0 文書③

文書 9 1 日英円滑化協定実施法と日豪円滑化協定実施法との対比表②

文書 9 2 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 逐条説明資料④

文書 9 3 第 5 条関係 説明資料①

文書 9 4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 用例集④

文書 9 5 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 対比表 目次④

文書 9 6 【補足】日英円滑化協定の署名等に関する今後のスケジュールについて③

文書 9 7 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案の概要⑤

文書 9 8 【条文イメージ】日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律⑤

文書 9 9 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関

する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国と
との間の協定の実施に関する法律案 説明資料⑤

文書 1 0 0 文書④

文書 1 0 1 日英円滑化協定実施法と日豪円滑化協定実施法との対比表③

文書 1 0 2 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案 逐条説明資料⑤

文書 1 0 3 第 5 条関係 説明資料②

文書 1 0 4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案 用例集⑤

文書 1 0 5 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案 対比表 目次⑤

文書 1 0 6 【補足】日英円滑化協定の署名等に関する今後のスケジュール
について④

文書 1 0 7 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律①

文書 1 0 8 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案新旧対照条文 目次①

文書 1 0 9 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）附則
第三条による読替えが行われた場合の新旧対照条文①

文書 1 1 0 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案読替表 目次①

文書 1 1 1 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に

関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案 説明資料⑥

文書 1 1 2 文書⑤

文書 1 1 3 日英円滑化協定実施法と日豪円滑化協定実施法との対比表④

文書 1 1 4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案 用例集⑥

文書 1 1 5 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案 対比表 目次⑥

文書 1 1 6 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律②

文書 1 1 7 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案新旧対照条文 目次②

文書 1 1 8 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）附則
第三条による読替えが行われた場合の新旧対照条文②

文書 1 1 9 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案読替表 目次②

文書 1 2 0 附則第 3 条関係 説明資料

文書 1 2 1 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案 用例集⑦

文書 1 2 2 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律③

- 文書 1 2 3 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案新旧対照条文
- 文書 1 2 4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第 号）附則第三条による読替えが行われた場合の新旧対照条文③
- 文書 1 2 5 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案読替表 目次③
- 文書 1 2 6 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 説明資料⑦
- 文書 1 2 7 文書⑥
- 文書 1 2 8 文書⑦
- 文書 1 2 9 日英円滑化協定実施法と日豪円滑化協定実施法との対比表⑤
- 文書 1 3 0 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 用例集⑧
- 文書 1 3 1 官報①
- 文書 1 3 2 官報②
- 文書 1 3 3 文書⑧
- 文書 1 3 4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 対比表 目次⑦
- 文書 1 3 5 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律④
- 文書 1 3 6 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国

との間の協定の実施に関する法律案新旧対照条文 目次③

文書 1 3 7 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案読替表①

文書 1 3 8 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 説明資料⑧

文書 1 3 9 文書⑨

文書 1 4 0 文書⑩

文書 1 4 1 日英円滑化協定実施法と日豪円滑化協定実施法との対比表⑥

文書 1 4 2 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 用例集⑨

文書 1 4 3 官報③

文書 1 4 4 官報④

文書 1 4 5 文書⑪

文書 1 4 6 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 対比表 目次⑧

文書 1 4 7 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律⑤

文書 1 4 8 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案新旧対照条文 目次④

文書 1 4 9 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案読替表②

文書 1 5 0 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国

との間の協定の実施に関する法律案 説明資料⑨

文書 1 5 1 文書⑫

文書 1 5 2 日英円滑化協定実施法と日豪円滑化協定実施法との対比表⑦

文書 1 5 3 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 用例集⑩

文書 1 5 4 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案 対比表 目次⑨

文書 1 5 5 誤りチェックシート（令和 5 年 2 月 3 日）

文書 1 5 6 誤りチェックシート（令和 5 年 2 月 1 3 日）

文書 1 5 7 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案について（協議）（事務連絡。令和 5 年 1 月 2 7 日）①

文書 1 5 8 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案について（協議）（事務連絡。令和 5 年 1 月 2 7 日）②

文書 1 5 9 （質問様式）日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案に対する質問①

文書 1 6 0 （質問様式）日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案に対する質問②

文書 1 6 1 （意見様式）日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案に対する質問①

- 文書 1 6 2 （意見様式）日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案に対する質問
②
- 文書 1 6 3 （質問様式）日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案に対する質問
③
- 文書 1 6 4 メール（（回答）【法令協議】「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案」について）
- 文書 1 6 5 令和 3 年 7 月 3 0 日（金）大臣 B S フジ「プライムニュース」想定
- 文書 1 6 6 日英円滑化協定の締結に向けた交渉の開始について（9 月 2 8 日 大臣会見時 発言のご参考）
- 文書 1 6 7 令和 3 年 9 月 2 8 日（火） 報道等関連想定
- 文書 1 6 8 令和 3 年 1 0 月 1 日（金） 記者実問
- 文書 1 6 9 令和 3 年 1 0 月 1 5 日（金） 記者実問
- 文書 1 7 0 令和 4 年 5 月 1 0 日（火） 記者実問
- 文書 1 7 1 令和 5 年 1 月 1 1 日（水曜日） 報道等関連想定
- 文書 1 7 2 日豪・日英円滑化協定担保法案（令和 5 年 2 月 2 8 日 大臣会見時発言のご参考）
- 文書 1 7 3 令和 5 年 2 月 2 8 日（火曜日） 報道等関連想定
- 文書 1 7 4 日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チームの設置について（起案用紙）
- 文書 1 7 5 （案）日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チームの設置について（通達）（防衛国（事）第〇〇〇号。令和 3 年 1 0 月〇日）
- 文書 1 7 6 日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム設置要綱第 2 に基づき、防衛政策局国際政策課長が指名する職員について（通知）（起案用紙）①
- 文書 1 7 7 （案 1）日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム設置要綱第 2 に基づき防衛政策局国際政策課長が指名する職員について（令和 3 年 1 0 月〇〇日）

- 文書 178 日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム設置要綱第2に基づき、防衛政策局国際政策課長が指名する職員について（通知）（起案用紙）②
- 文書 179 （案1）日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム設置要綱第2に基づき防衛政策局国際政策課長が指名する職員について（令和4年6月〇〇日）
- 文書 180 日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム設置要綱第2に基づき、防衛政策局国際政策課長が指名する職員について（通知）（起案用紙）③
- 文書 181 （案1）日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム設置要綱第2に基づき防衛政策局国際政策課長が指名する職員について（令和4年8月〇日）
- 文書 182 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案の趣旨説明及び提案理由説明について（起案用紙）
- 文書 183 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案の提案理由説明
- 文書 184 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（起案用紙）①
- 文書 185 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案について（協議）（防衛国防）第66号。令和5年2月20日）
- 文書 186 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（起案用紙）②
- 文書 187 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案について（防衛国防）第

８５号。令和５年２月２４日）

文書１８８ 自民党 外交部会・国防部会・外交調査会・安全保障調査会
合同会議の開催について（政務調査会）（令和５年２月３日
大臣官房文書課）①

文書１８９ 自民党 外交部会・国防部会・外交調査会・安全保障調査会
合同会議の開催について（政務調査会）（令和５年２月３日
大臣官房文書課）②

文書１９０ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互
のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリア
との間の協定の実施に関する法律案（令和５年２月 防衛省）
①

文書１９１ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案要綱①

文書１９２ 公明党 外交部会、安全保障部会 合同会議の開催について
（平木大作事務所）（令和５年２月３日 大臣官房文書課）

文書１９３ 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互
のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリア
との間の協定の実施に関する法律案（令和５年２月 防衛省）
②

文書１９４ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案要綱②

文書１９５ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案（令和５年２月 防衛省）
①

文書１９６ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案要綱③

文書１９７ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合
王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に
関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国
との間の協定の実施に関する法律案（令和５年２月 防衛省）

②

- 文書１９８ 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案に対する質問（質問様式）
- 文書１９９ 国民民主党 第１部会の開催について（政務調査会）（令和５年３月２４日 大臣官房文書課）
- 文書２００ 立憲民主党 外務・安全保障部門合同会議の開催について（政調事務局）（令和５年３月２４日 大臣官房文書課）
- 文書２０１ 外相、★政府参考人 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外務委 吉田 宜弘君（公明） 問３
- 文書２０２ 外相、★政府参考人 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外務委 源馬 謙太郎君（立憲） 問２
- 文書２０３ ★外相 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外務委 穀田 恵二君（共産） 問１
- 文書２０４ ★外相 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外務委 穀田 恵二君（共産） 問２
- 文書２０５ （政府参考人用）令和５年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人君（立憲） 問１
- 文書２０６ （対政府参考人）令和５年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人君（立憲） 問２
- 文書２０７ （政府参考人用）令和５年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人君（立憲） 問３（１）
- 文書２０８ （政府参考人用）令和５年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人 君（立憲）問３（２）
- 文書２０９ （対政府参考人）令和５年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人 君（維新）問３（３）
- 文書２１０ 外相、★政府参考人 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人君（立憲） 問２
- 文書２１１ 外相、★政府参考人 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人君（立憲） 問３
- 文書２１２ 外相、★政府参考人 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人君（立憲） 問４
- 文書２１３ 外相、★政府参考人 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人君（立憲） 問５
- 文書２１４ 外相、★政府参考人 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外務委 青山 大人君（立憲） 問６
- 文書２１５ 外相、★政府参考人 ２０２３年３月２９日（水） 衆・外

務委 青山 大人君（立憲） 問 7
 文書 2 1 6 外相、★政府参考人 2 0 2 3 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外
 務委 徳永 久志君（立憲） 問 5
 文書 2 1 7 外相、★政府参考人 2 0 2 3 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外
 務委 徳永 久志君（立憲） 問 1 0
 文書 2 1 8 外相、★政府参考人 2 0 2 3 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外
 務委 徳永 久志君（立憲） 問 1 3
 文書 2 1 9 外相、★政府参考人 2 0 2 3 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外
 務委 徳永 久志君（立憲） 問 1 4
 文書 2 2 0 外相、★政府参考人 2 0 2 3 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外
 務委 徳永 久志君（立憲） 問 1 6
 文書 2 2 1 （政務官用）令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委 和田
 有一朗 君（維新） 問 1
 文書 2 2 2 （政務官用）令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委 和田
 有一朗 君（維新） 問 7
 文書 2 2 3 ★外相、政府参考人 2 0 2 3 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外
 務委 和田 有一朗（維新） 問 1
 文書 2 2 4 （政府参考人用）令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委
 和田 有一朗君（維新） 問 2
 文書 2 2 5 （政府参考人用）令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委
 和田 有一朗君（維新） 問 3
 文書 2 2 6 （政府参考人用）令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委
 和田 有一朗君（維新） 問 4
 文書 2 2 7 （政府参考人用）令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委
 和田 有一朗君（維新） 問 5
 文書 2 2 8 （政府参考人用）令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委
 和田 有一朗君（維新） 問 6
 文書 2 2 9 対電波部長 令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委員会
 和田 有一朗 君（維新） 問 1
 文書 2 3 0 対柘植副大臣 令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委員会
 和田 有一朗 君（維新） 問 2
 文書 2 3 1 対柘植副大臣 令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委員会
 和田 有一朗 君（維新） 問 3
 文書 2 3 2 対柘植副大臣 令和 5 年 3 月 2 9 日（水） 衆・外務委員会
 和田 有一朗 君（維新） 問 4
 文書 2 3 3 衆議院安全保障委員会における浜田防衛大臣発言
 文書 2 3 4 （政府参考人用）令和 5 年 4 月 6 日（木） 衆・安保委 伊
 藤 俊輔君（立憲） 問 1

文書 2 3 5 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 伊藤 俊輔君 (立憲) 問 2
 文書 2 3 6 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 伊藤 俊輔君 (立憲) 問 3
 文書 2 3 7 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 伊藤 俊輔君 (立憲) 問 4
 文書 2 3 8 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 伊藤 俊輔君 (立憲) 問 5
 文書 2 3 9 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 伊藤 俊輔君 (立憲) 問 6
 文書 2 4 0 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 伊藤 俊輔君 (立憲) 問 7
 文書 2 4 1 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 伊藤 俊輔君 (立憲) 問 9
 文書 2 4 2 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 伊藤 俊輔君 (立憲) 問 10
 文書 2 4 3 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 河西 宏一君 (公明) 問 1
 文書 2 4 4 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 河西 宏一君 (公明) 問 2
 文書 2 4 5 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 河西 宏一君 (公明) 問 3
 文書 2 4 6 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 河西 宏一君 (公明) 問 4
 文書 2 4 7 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 斎藤 アレックス君 (国民) 問 1
 文書 2 4 8 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 赤嶺 政賢君 (共産) 問 1
 文書 2 4 9 (対政府参考人用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 赤嶺 政賢君 (共産) 問 2
 文書 2 5 0 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 赤嶺 政賢君 (共産) 問 3
 文書 2 5 1 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 赤嶺 政賢君 (共産) 問 4
 文書 2 5 2 外相、★政府参考人 2023 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 赤嶺 政賢君 (共産) 問 1
 文書 2 5 3 (大臣用) 令和 5 年 4 月 6 日 (木) 衆・安保委 鈴木 憲和君 (自民) 問 2

文書 2 5 4 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委
 岩本 剛人君 (自民) 問 4
 文書 2 5 5 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委
 岩本 剛人君 (自民) 問 5
 文書 2 5 6 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委
 岩本 剛人君 (自民) 問 7
 文書 2 5 7 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委
 岩本 剛人君 (自民) 問 8
 文書 2 5 8 (大臣用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委 岩本
 剛人君 (自民) 問 9
 文書 2 5 9 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委
 小西 洋之 (立憲) 問 1
 文書 2 6 0 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委
 小西 洋之 (立憲) 問 2
 文書 2 6 1 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委
 小西 洋之君 (立憲) 問 3 (1)
 文書 2 6 2 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委
 小西 洋之君 (立憲) 問 3 (2)
 文書 2 6 3 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委
 小西 洋之君 (立憲) 問 3 (3)
 文書 2 6 4 (大臣用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委 椎葉
 賀津也君 (国民) 問
 文書 2 6 5 (大臣用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委 平木
 大作君 (公明) 問 1
 文書 2 6 6 (大臣用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委 平木
 大作君 (公明) 問 2
 文書 2 6 7 (大臣用) 令和 5 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外防委 平木
 大作 君 (公明) 問 3
 文書 2 6 8 (政府参考人用) 令和 5 年 4 月 2 7 日 (木) 参・外防委
 福山 哲郎君 (立憲) 問 1
 文書 2 6 9 (大臣用) 令和 5 年 4 月 2 7 日 (木) 参・外防委 福山
 哲郎 君 (立憲) 想定問 3
 文書 2 7 0 (大臣用) 令和 5 年 4 月 2 7 日 (木) 参・外防委 福山
 哲郎 君 (立憲) 想定問 4
 文書 2 7 1 (大臣用) 令和 5 年 4 月 2 7 日 (木) 参・外防委 福山
 哲郎 君 (立憲) 想定問 5
 文書 2 7 2 ★外相、政府参考人 2 0 2 3 年 4 月 2 5 日 (火) 参・外
 交防衛委 福山 哲郎君 (立憲) 想定問 8

文書 273 日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案に対する質問（意見様式）

文書 274 日英円滑化協定（仮称）の実施に向けた作業チーム設置要綱第2に基づき防衛政策局国際政策課長が指名する職員について（通知）（防衛国第16330号。令和5年7月28日）

文書 275 令和5年8月8日（火曜日） 報道等関連想定

文書 276 円滑化協定（R A A）の初適用及び地方防衛局に対応をお願いしたい事項

文書 277 R A Aの意義

文書 278 日英円滑化協定の初適用について（10月24日 大臣会見時発言のご参考）

文書 279 令和5年9月12日（火曜日） 報道等関連想定

文書 280 令和5年9月15日（金曜日） 記者実問

文書 281 令和5年10月24日（火曜日） 報道等関連想定

文書 282 日英円滑化協定の初適用について（2023年10月 防衛省）

文書 283 日英共同訓練（ヴィジラント・アイルズ23）における日英円滑化協定***について（事務連絡 令和5年10月31日）

文書 284 日英共同訓練（ヴィジラント・アイルズ23）における日英円滑化協定***について（事務連絡 令和5年11月30日）

文書 285 同盟国・同志国等との連携②：日豪（英）円滑化協定（R A A）について

文書 286 降下訓練始めにおける日英円滑化協定***について（事務連絡 令和5年12月22日）

3 改めて開示決定等をすべき文書

公電「日英安保・防衛協力」（令和3年10月15日）（電報第97136号）

4 各開示請求の対象として特定された本件対象文書

（1）本件請求文書1の対象として特定された文書

ア 原処分1

文書55（表紙のみ。）

イ 原処分8

文書1ないし文書54、文書55（表紙を除く。）及び文書56ないし文書197

- (2) 本件請求文書2の対象として特定された文書
- ア 原処分2
文書55（表紙のみ。）
 - イ 原処分9
文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）及び文書56ないし文書197
- (3) 本件請求文書3の対象として特定された文書
- ア 原処分3
文書56（表紙のみ。）
 - イ 原処分10
文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）及び文書57ないし文書197
- (4) 本件請求文書4の対象として特定された文書
- ア 原処分4
文書198
 - イ 原処分11
文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）、文書57ないし文書197及び文書199ないし文書272
- (5) 本件請求文書5の対象として特定された文書
- ア 原処分5
文書273
 - イ 原処分12
文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）、文書57ないし文書197、文書199ないし文書272及び文書274ないし文書277
- (6) 本件請求文書6の対象として特定された文書
- ア 原処分6
文書278
 - イ 原処分13
文書1ないし文書46、文書54、文書55（表紙を除く。）、文書56（表紙を除く。）、文書57ないし文書197、文書199ないし文書272、文書274ないし文書277及び文書279ないし文書284
- (7) 本件請求文書7の対象として特定された文書
- ア 原処分7
文書285
 - イ 原処分14

文書 1 ないし文書 4 6、文書 5 4、文書 5 5（表紙を除く。）、文書 5 6（表紙を除く。）、文書 5 7 ないし文書 1 9 7、文書 1 9 9 ないし文書 2 7 2、文書 2 7 4 ないし文書 2 7 7、文書 2 7 9 ないし文書 2 8 4 及び文書 2 8 6

別表

番号	本件対象文書	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目の一部	他国に関する情報又は公にしないことを前提とした関係国との協議の内容に関する情報であり、これを公にすることにより、我が国の安全が害されるおそれ、他国等との信頼関係が損なわれるおそれ、他国等との交渉上不利益を被るおそれがあることから、法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
		2 枚目ないし 1 2 枚目のそれぞれ全て	
	文書 2	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ全て	
	文書 3	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ全て	
	文書 5	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ全て	
	文書 6	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ全て	
	文書 7	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 6 枚目のそれぞれ全て	
	文書 8	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ全て	
	文書 9	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ全て	
	文書 1 0	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 9 枚目のそれぞれ全て	
	文書 1 1	1 枚目の一部	
	文書 1 2	1 枚目の一部	
		2 枚目の全て	
	文書 1 3	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 3 8 枚目のそれぞれ全て	
	文書 1 4	1 枚目の一部	
		2 枚目ないし 5 枚目のそれぞれ全て	
	文書 1 5	1 枚目及び 2 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 6	1 枚目の一部	
		2 枚目の全て	
	文書 1 7	1 枚目の一部	
		2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ全て	
	文書 1 8	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部	
	文書 1 9	1 枚目の一部	

		2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書2 1		1枚目の一部	
		2枚目の全て	
文書2 2		1枚目の一部	
		2枚目ないし5枚目のそれぞれ全て	
文書2 3		1枚目の一部	
		2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書2 4		1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部	
		5枚目の全て	
文書2 5		1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
文書2 6		1枚目の一部	
		2枚目の全て	
文書2 7		1枚目の一部	
文書2 8			
文書2 9		1枚目の一部	
		2枚目ないし4枚目のそれぞれ全て	
文書3 0		1枚目の一部	
		2枚目ないし9枚目のそれぞれ全て	
文書3 1		1枚目の一部	
		2枚目ないし8枚目のそれぞれ全て	
文書3 2		1枚目の一部	
		2枚目ないし36枚目のそれぞれ全て	
文書3 3		1枚目の一部	
		2枚目ないし5枚目のそれぞれ全て	
文書3 4		1枚目の一部	
		2枚目ないし4枚目のそれぞれ全て	
文書3 5		1枚目の一部	
		2枚目ないし8枚目のそれぞれ全て	
文書3 6		1枚目の一部	
		2枚目ないし19枚目のそれぞれ全て	
文書3 7		1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
		3枚目ないし19枚目のそれぞれ全て	
文書3 8		1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部	
		4枚目ないし24枚目のそれぞれ全て	
文書3 9		1枚目の一部	
		2枚目ないし20枚目のそれぞれ全て	
文書4 0		1枚目の一部	

		2枚目及び3枚目のそれぞれ全て	
文書4 1		1枚目の一部	
		2枚目ないし5枚目のそれぞれ全て	
文書4 2		1枚目及び2枚目のそれぞれ一部	
		3枚目の全て	
文書4 3		1枚目の一部	
		2枚目の全て	
文書4 4		1枚目の一部	
		2枚目ないし10枚目のそれぞれ全て	
文書4 5		1枚目の一部	
		2枚目の全て	
文書4 6		1枚目の一部	
		2枚目ないし4枚目のそれぞれ全て	
文書5 4		3枚目、4枚目及び6枚目のそれぞれ一部	
		5枚目及び7枚目のそれぞれ全て	
文書5 5		2枚目ないし4枚目及び6枚目のそれぞれ一部	
		5枚目及び7枚目のそれぞれ全て	
文書5 6		2枚目ないし4枚目及び6枚目のそれぞれ一部	
		5枚目及び7枚目のそれぞれ全て	
文書6 6		全て	
文書7 0		12枚目及び27枚目のそれぞれ一部	
		13枚目ないし26枚目及び28枚目ないし79枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
文書7 4		2枚目ないし9枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
文書7 5		1枚目の一部	
文書7 8		12枚目の一部	
		13枚目ないし26枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
文書7 9		1枚目ないし56枚目のそれぞれページ番号を除く全て	
文書8 4		2枚目ないし9枚目のそれぞれページ番号を除く全て	

文書 8 5	1 枚目の一部
文書 8 9	1 2 枚目の一部
	1 3 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 9 0	1 枚目ないし 5 7 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 9 5	2 枚目ないし 9 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 9 6	1 枚目の一部
文書 9 9	1 2 枚目の一部
	1 3 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 0 0	1 枚目ないし 5 7 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 0 5	2 枚目ないし 9 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 0 6	1 枚目の一部
文書 1 1 1	9 0 枚目の一部
	9 1 枚目ないし 1 0 4 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 1 2	1 枚目ないし 5 7 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 1 5	2 枚目ないし 9 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 2 7	1 枚目ないし 1 5 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 2 8	1 枚目ないし 5 7 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 3 3	全て
文書 1 3 9	1 枚目ないし 5 7 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 4 0	1 枚目ないし 1 5 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 4 5	全て
文書 1 5 0	9 2 枚目ないし 1 0 6 枚目のそれぞれページ番号を除く全て
文書 1 5 1	1 枚目ないし 5 7 枚目のそれぞれページ番号を除く全て

		ジ番号を除く全て		
	文書 1 5 4	2 枚目ないし 9 枚目のそれぞれページ番号を除く全て		
	文書 1 6 9	1 枚目の一部		
	文書 1 7 5	3 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部		
	文書 2 7 6	2 枚目及び 3 枚目のそれぞれ一部		
	文書 2 7 7	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部		
	文書 2 8 3	件名及び 1 枚目のそれぞれ一部		
		2 枚目ないし 7 枚目のそれぞれ注意表記を除く全て		
	文書 2 8 4	件名及び 1 枚目のそれぞれ一部		
	文書 2 8 6			
2	文書 1 8 8	1 枚目の一部	国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するた	
	文書 1 8 9			
	文書 1 9 2			
	文書 1 9 9			
	文書 2 0 0			
3	文書 1 5 7	1 枚目の一部		国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、当該事務の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するた
	文書 1 5 8			
	文書 1 6 3			
	文書 1 6 4	1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部		
	文書 1 8 7	9 8 枚目の一部		
	文書 2 6 1	7 枚目の一部		

			め不開示とした。
4	文書 2 0 1	3 枚目の一部	携帯電話番号については、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができ、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法 5 条 1 号に該当するため不開示とした。
	文書 2 0 2	7 枚目の一部	
	文書 2 0 3	4 枚目の一部	
	文書 2 0 4		
	文書 2 1 0		
	文書 2 1 1	1 枚目の一部	
	文書 2 1 2	2 枚目の一部	
	文書 2 1 3	1 枚目の枠外の一部	
	文書 2 1 4	2 枚目の一部	
	文書 2 1 5	1 枚目の一部	
	文書 2 1 6	2 枚目の一部	
	文書 2 1 7	1 枚目の一部	
	文書 2 1 8	1 枚目の枠外の一部	
	文書 2 1 9	4 枚目の一部	
	文書 2 2 0	6 枚目の一部	
	文書 2 2 3	2 枚目の一部	
	文書 2 5 2	5 枚目の一部	
	文書 2 7 2	2 枚目の一部	
5	文書 2 0 5	1 枚目の一部	個人に関する情報であり、これを公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあるとともに、国の機関が行う行政事務に関する情報であり、これを公にすることにより、当該事務の適
	文書 2 0 6		
	文書 2 1 0		
	文書 2 1 2		
	文書 2 1 3	1 枚目の枠内の一部	
	文書 2 1 8		
	文書 2 1 9	1 枚目の一部	
	文書 2 2 0		
	文書 2 2 1		
	文書 2 2 3		
	文書 2 2 4		
	文書 2 2 8		
	文書 2 3 6		
	文書 2 3 7		
	文書 2 4 1		

	文書 2 4 3		正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 1 号及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。
	文書 2 4 4		
	文書 2 4 5		
	文書 2 4 6		
	文書 2 4 7		
	文書 2 5 0		
	文書 2 5 3		
	文書 2 5 9		
	文書 2 6 0		
	文書 2 6 1		
	文書 2 6 2		
	文書 2 6 4		
	文書 2 6 5		
	文書 2 6 6		
	文書 2 6 7		
6	文書 2 7 7	1 枚目の一部	国の機関の内部における審議・検討に関する情報であり、これを公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがあることから、法 5 条 5 号に該当するため不開示とした。

※当審査会事務局において整理した。

※枚数の表記は、当該行政文書全体の枚数で記載している。